

8 医師・看護師・その他の医療従事者の対応

<p>相談内容</p>	<p>1 D病院から派遣されている〇〇医師の態度が横柄である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病状の説明を求めても説明してくれない。 ・同意書をとる際にも説明不十分で押印をせまる。 ・自分の対応に不満があるならいつでも退院してもよいと脅す。 <p>2 医師の患者を見下した態度に我慢できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費明細書の交付を希望したら「この制度には反対だ。交付を希望するならもう診ない」と言われた。 ・「治るかどうかを聞くのは生意気だ。態度が悪い」と言われた。
<p>センタの助言</p>	<p>1 相談者の了解を得た上で、病院の事務長に情報提供。当該医師の上司から相談者へ病状説明がなされるとの回答が得られ、そのことを相談者に伝え納得された。</p> <p>2 相手方の意向及び医師、患者間の信頼関係醸成に資する視点から医療機関に情報提供した。</p>
<p>より良い医療案の</p>	<p>【医療機関に向けて】</p> <p>患者は不安や恐れを持って受診しています。医療従事者は怒っているつもりがなくても、早口だったり、言葉が足りなければ患者や家族は不快に感じる場合があります。医師に質問することが失礼ではないか、怒られないかと遠慮や躊躇しています。思いやりや誠意のある対応をお願いします。</p> <p>【県民・患者に向けて】</p> <p>医師から説明をうける時、（緊張していて）本人は聞いたつもりでも後から内容が十分に理解できていないことがあります。家族に診察に同席してもらう、又は家族から患者の思いや要望を医師に伝えてもらってはどうか。</p>
<p>参考</p>	<p>医療法第1条の4第2項（医師等の責務）は、事例3を参照 <保険医療機関及び保険医療養担当規則> （療養及び指導の基本準則）</p> <p>第13条 保険医は、診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。 （指導）</p> <p>第14条 保険医は、指導にあたっては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げるができるよう適切な指導をしなければならない。</p>